報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	門脇 秀逸
登録番号又は法人番号	14301010
所属する単位会	兵庫県行政書士会
事務所名称	行政書士門脇事務所
事務所所在地	兵庫県神戸市中央区浜辺通4-1-23 三宮ベンチャービル521号
処分年月日	令和 6 年 5 月 22 日
処分内容(種類)	戒告
上記処分をした理由	被処分者は、委任者が建設業許可の欠格要件に該当しているにも関わらず、その確認を著しく怠り、建設業許可の更新及び業種追加の代理申請を行うとともに、申請後に欠格要件の事実を確知したにもかかわらず、行政書士として適切な対応を行わなかった。その結果、委任者は、建設業許可の取消処分に加え、取消処分から5年を経過するまで建設業許可を取得することはできないとする重大な監督処分を受けるに至った。また、長期間にわたり業務に関する帳簿の備付を怠り、本件関係書類も保存していなかった。
上記処分の根拠となった法令及 び会則の条文	行政書士法第9条及び第10条